

早島町行財政改革大綱

令和7年1月

早 島 町

目 次

第1章 行財政改革の必要性和目指す姿	1
1 行財政改革の必要性	1
2 目指す姿	1
第2章 行財政の現状と課題	2
1 行政の状況	2
2 財政の状況	7
第3章 行財政改革の基本方針及び重点取組項目	12
1 行財政改革の基本方針	12
2 行財政改革の重点取組項目	14
第4章 行財政改革の進め方	17
1 推進期間	17
2 行財政改革プランの策定	17
3 推進体制	17

第1章 行財政改革の必要性和目指す姿

1 行財政改革の必要性

年々加速する少子高齢化・人口減少に伴う社会構造の変化や、価値観やライフスタイルの多様化による行政需要の複雑化など、我々を取り巻く環境は今も変化し続けています。さらに、SDGs^{※1}の推進やSociety5.0^{※2}による新たな未来社会の実現など、人々の生活や働き方においても大きな変化が生じており、行政の役割も大きな転換期を迎えています。こうした中、早島町の財政状況は、新規事業所の立地、設備投資、新築家屋の増加等により町税収入が比較的安定しているものの、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関係費に加え、公共建築物・インフラ施設(以下、「公共施設等」という。)の老朽化に対応するための経費、道路整備や施設等整備に伴う公債費の増加が見込まれるなど、経常的に支出される経費は増加の一途をたどっており、厳しい状況が続くことが予想されます。

したがって、様々な町民ニーズに対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、従来の行政手法から脱却した新たな行政の在り方が求められ、事務事業の見直しや民間委託の活用、自治体DXの推進、町民との協働によるまちづくりの推進、諸課題に対応できる職員の育成や組織力の向上など、様々な角度から行財政構造の健全化を図り、財源を確保していく必要があります。

2 目指す姿

以上のことを踏まえ、新たな行財政改革大綱における取り組むべき目標を次のとおりとします。

社会を取り巻く環境の変化に適応するため、持続可能な行財政運営の確立及び組織体制の強化を図り、町民と協働しながら、安定した行政サービスの提供と豊かな地域社会の形成を目指す。

※1 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された成果文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

※2 サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

第2章 行財政の現状と課題

1 行政の状況

(1) 人口の状況

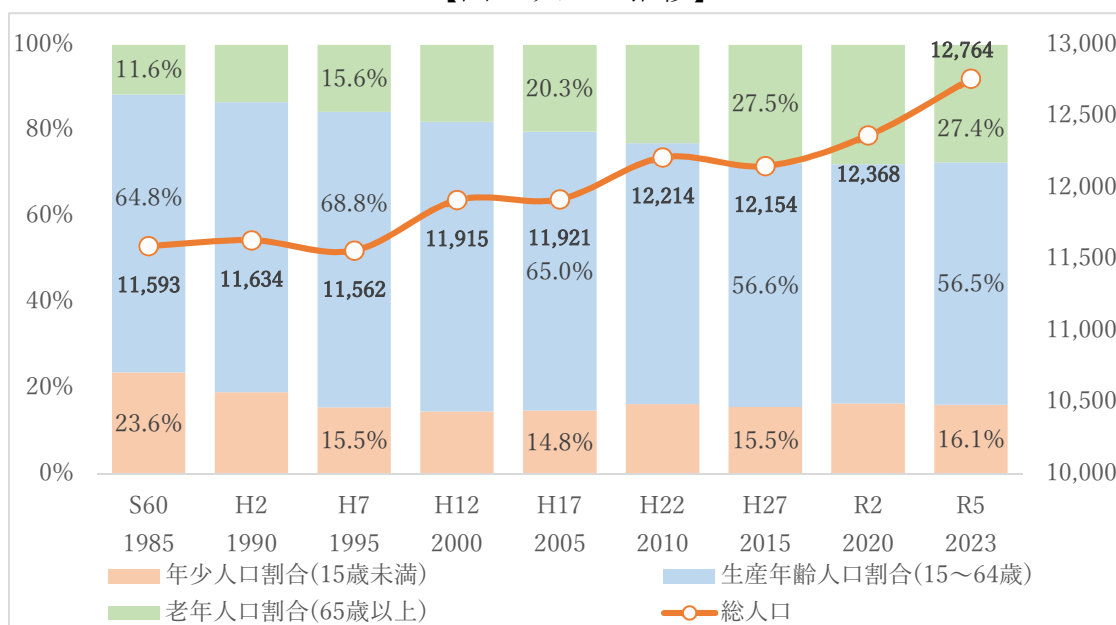
本町の人口は、県内二大都市に囲まれた立地特性や子育て環境・教育環境・高齢者福祉の充実と良質な住環境整備を重点的に施策展開することにより、増加と横ばいを繰り返しています(図1 参照)。

また、年齢3区分別人口構成でみると、全人口に占める15～64歳までの生産年齢人口の割合は緩やかではありますが年々減少し、65歳以上の老年人口は徐々に増加しています(図1 参照)。

さらに、本町の人口は、町外へ転出する者に対して他市町村からの転入者が多い社会動態がプラスとなっていることが増加要因となっています(図2 参照)。

このことから、岡山県を含む日本全体の人口減少が進んでいる状況を鑑みれば、人口増加を社会動態に依存する本町においても、他の自治体と同様に人口減少に転ずることが見込まれ、生産年齢人口の減少による町税の減少及び高齢化の進展による社会保障関連経費の増加が懸念されます。

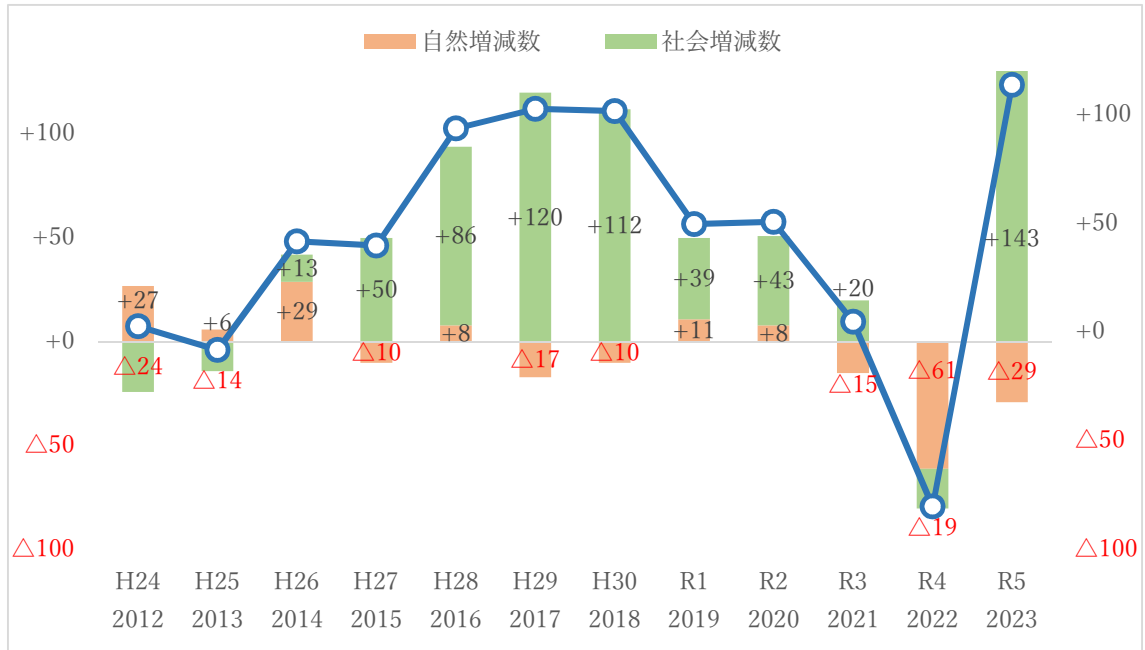
【図1 人口の推移】



出典:国勢調査(昭和60(1985)年～令和2(2020)年)

住民基本台帳年報

【図2 人口動態の推移】



出典:住民基本台帳年報

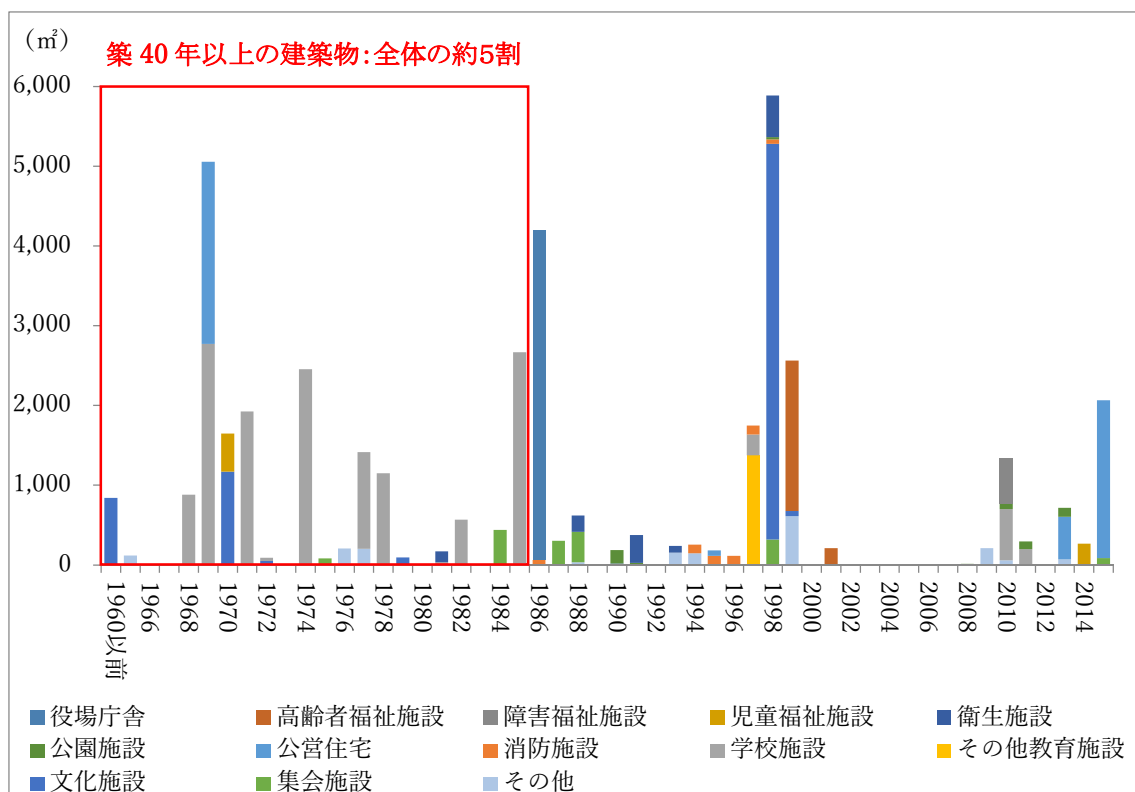
(2) 公共施設等の状況

公共建築物は、延床面積ベースで見ると、一般的に大規模改修又は建替えを検討する目安とされる築 40 年以上が経過した建築物が全体の約5割を占めており、老朽化が進んでいます。(図3 参照)

平成 29(2017)年3月に策定した「早島町公共施設等総合管理計画」(計画期間：平成 29(2017)年度～令和8(2026)年度)では、令和 39(2057)年度までの公共施設等全体の大規模修繕・更新費用の推計は策定時から 40 年間で総額約 381.6 億円と推計され、年平均では約 9.5 億円となっています(図表1 参照)。

今後、修繕・更新等に多額の費用が必要となることが見込まれるため、長期的な視点をもって、施設の長寿命化等を計画的に行うことにより費用を平準化するとともに、人口動態のみならず住民ニーズや将来予想される用途その他複合的な要素も加味しつつ、財政規模に合った施設の適正配置など公共施設マネジメントを行う必要があります。

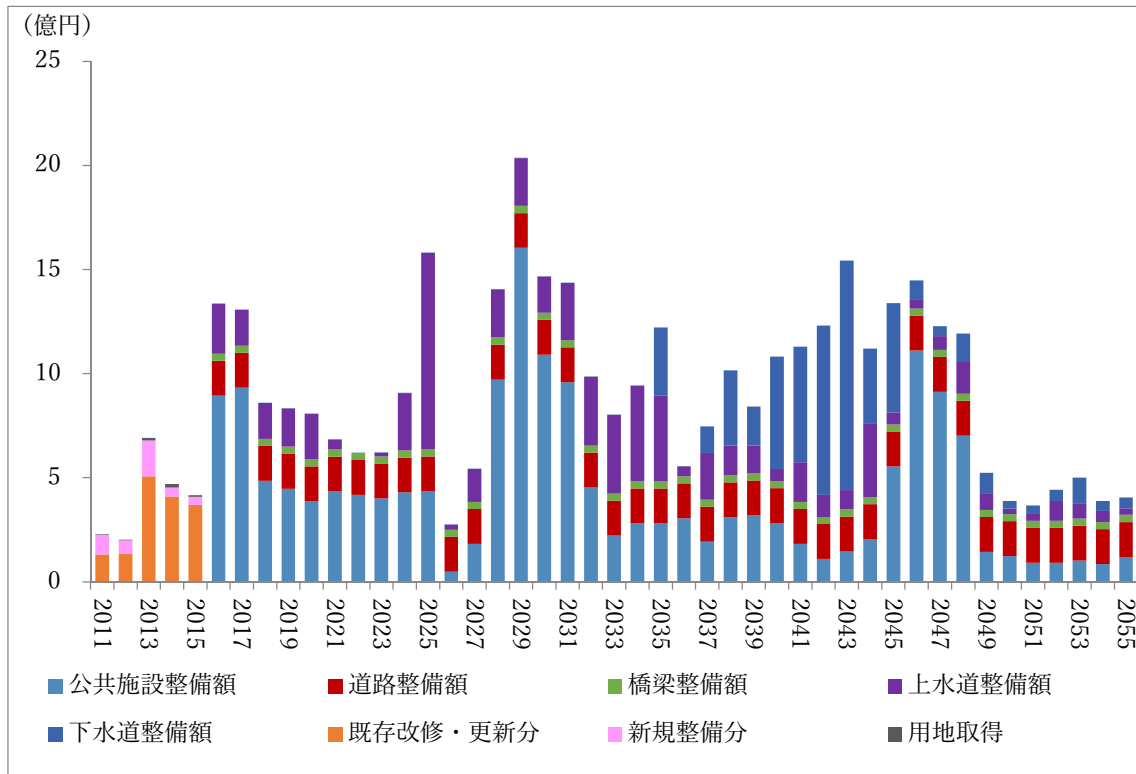
【図3 公共建築物の年度別延床面積】



出典: 早島町公共施設等総合管理計画

【図表1 将来の大規模修繕・更新費用の推計】

区分	大規模修繕・更新費用	
	今後 40 年間試算	年平均
公共施設等 (公共建築物・インフラ施設)	381.6 億円	9.5 億円



出典: 早島町公共施設等総合管理計画

(3)行政職員の状況

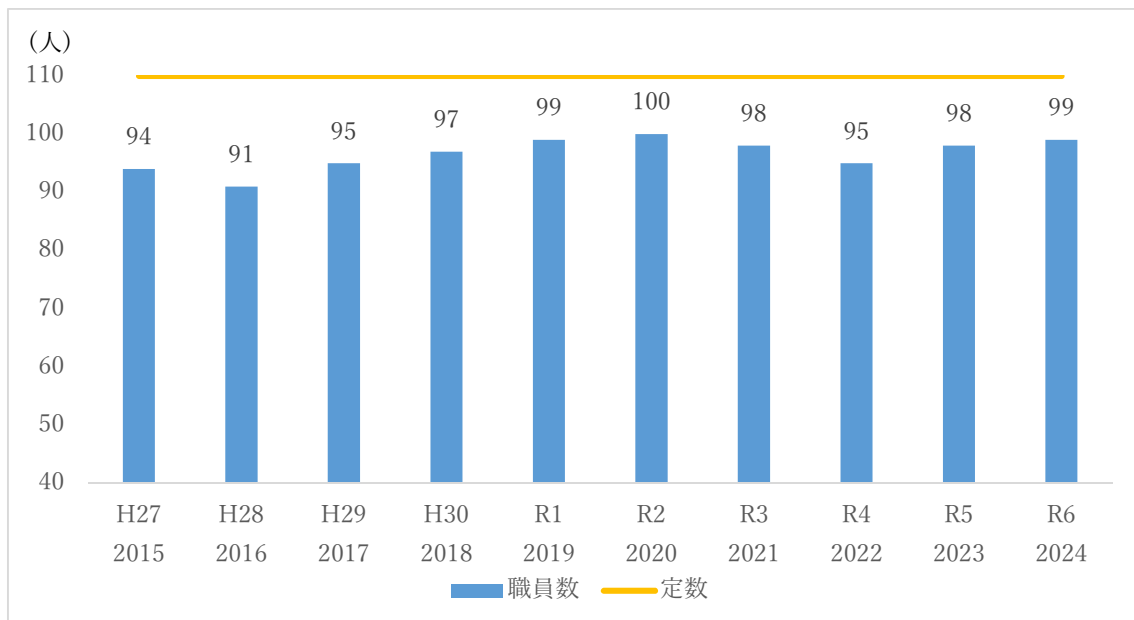
行政職員の担う業務は多岐に渡り、人々の生活様式や価値観が多様化する中で、行政が対応すべき課題や住民ニーズは複雑化、高度化していくことに加え、増加する自然災害への対応や自治体 DX の推進、公共建築物等の老朽化への対応、新型コロナウイルス感染症拡大のような突発的事案への対応等、様々な課題に直面することが予想されます。

本町においては、安定的な職員数の確保に向けた採用活動を行っているものの、職員定数条例で定める職員定数までの体制を整えることができておらず、令和6年4月1日時点で定数 110 名に対し、11 名を下回る 99 名となっています(図4 参照)。また、近年は病気休暇取得者が急増しています。

一方、その他の職員の状況について、特定の現場において従事する職員等として採用している会計年度任用職員数は令和6年4月1日時点で 163 名であり、特に教育や子育て・福祉関係事業に多く配置されています。

引き続き定員管理の適正化に取り組むとともに、行政サービスの提供手法を含めた業務効率化や生産性向上、職場環境の改善に取り組む必要があります。

【図4 職員数の推移(各年4月1日現在)】



出典: まるごと早島統計資料

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出決算額の推移

本町の普通会計^{※3}における歳入歳出決算額^{※4}は、概ね 50 億円前後で推移しています。令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国庫補助事業が増加したため、例年と比較すると著しく増加しています。(図5、図6 参照)

歳入については、主要財源である町税は新規事業所の立地、設備投資、新築家屋の増加等により比較的安定しています。

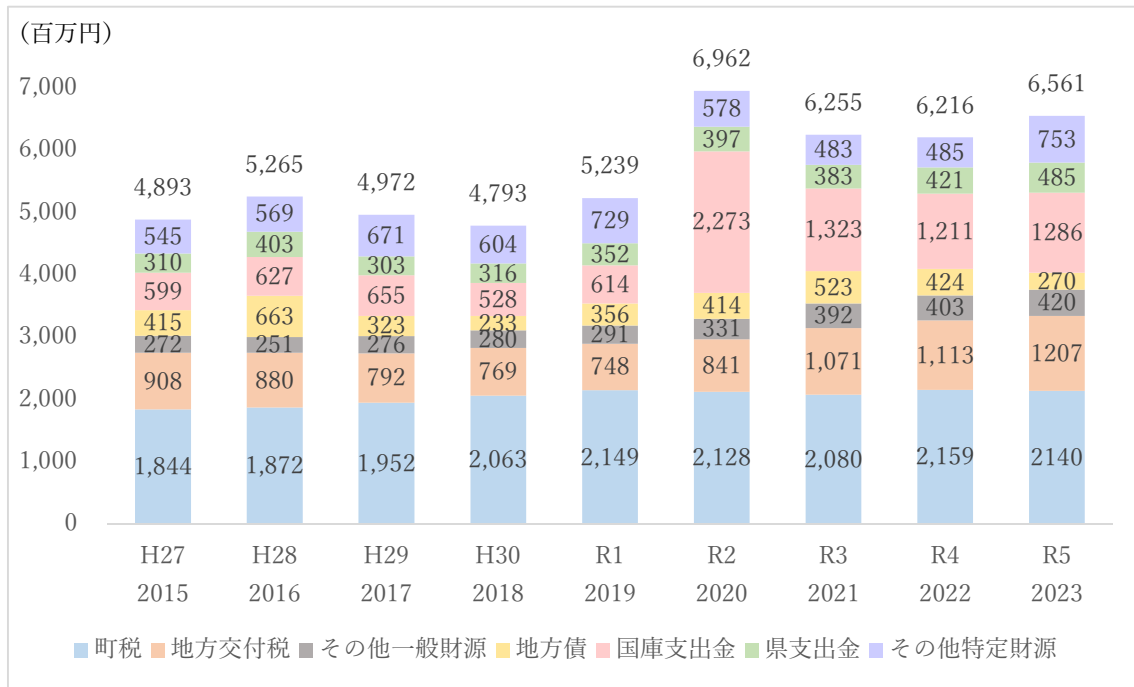
歳出については、扶助費が増加傾向にあり、少子高齢化の進展等による社会保障関係費の増加に加え、公共施設等の老朽化に対応するための経費、頻発化する災害への対応や道路整備や施設等整備に伴う公債費などの増加が懸念されます。特に、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)は、法令の規定あるいはその性質上、地方公共団体に支出が義務付けられている経費であり、町が任意に節減(圧縮)することが困難な極めて硬直性の強い経費のため、この経費が増えると歳出面の選択・裁量の余地が制約を受けることになります。

また、本町の会計には、一般会計のほかに、使用料等を主な財源として事業を行う水道事業、下水道事業などの公営企業会計等があります。普通会計が黒字であっても、他の会計が赤字であれば、赤字補てんのために繰出金を支出するなど、町の財政に大きな影響を与えることから、公営企業等の健全な経営に努めていく必要があります。

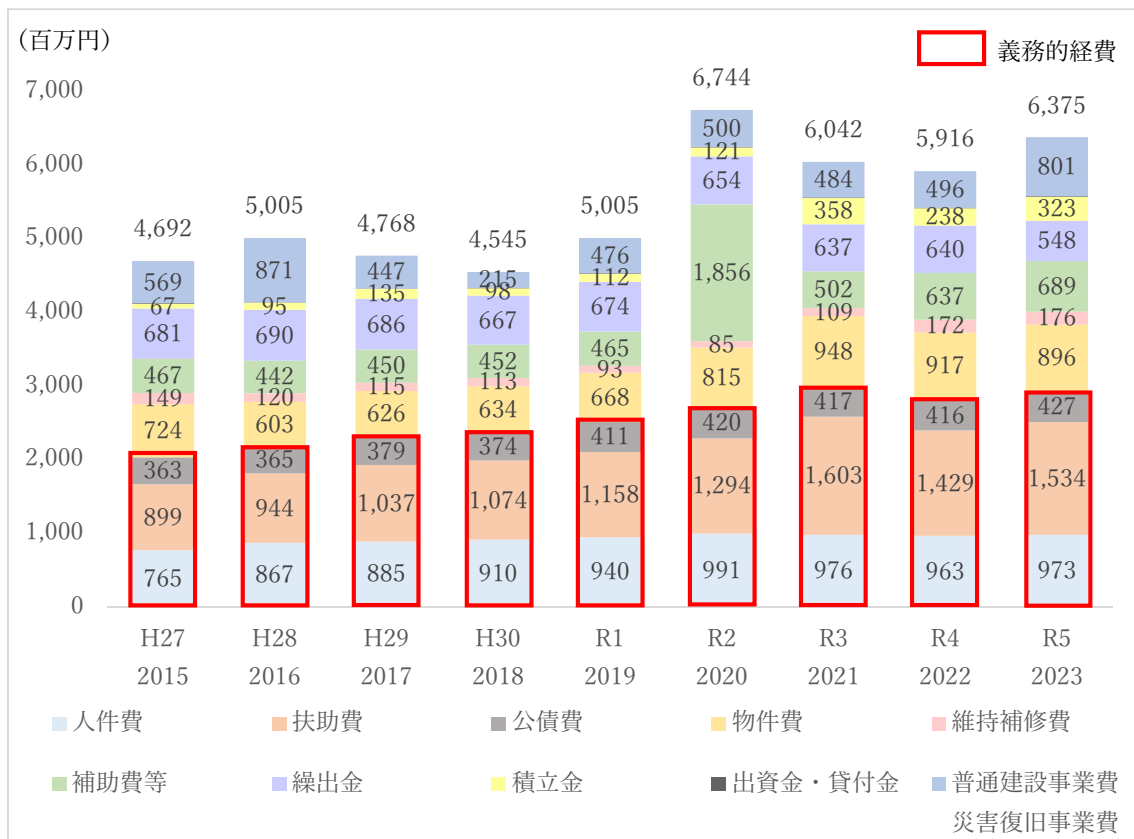
※3 一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

※4 普通会計の決算額は、各会計間の重複部分(繰入金、繰出金)を控除したもの。

【図5 歳入決算額の推移(普通会計)】



【図6 歳出決算額の推移(普通会計)】



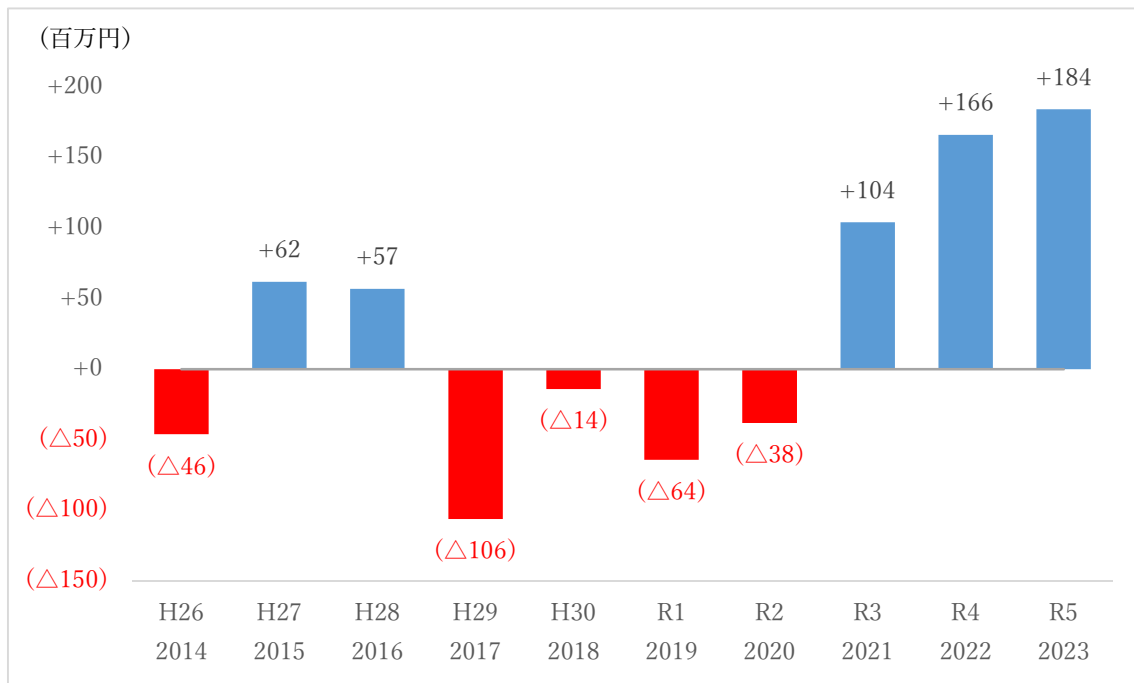
出典: 早島町財政状況資料集

(2) 実質単年度収支^{※5}の推移

本町の普通会計における実質単年度収支は、平成 29(2017)年度から令和2(2020)年度まで4年連続で赤字が続いていましたが、令和3年度以降は黒字になっています(図7 参照)。

しかしながら、これは新型コロナウイルス感染症対策事業等による国庫支出金の増加や一部事業の縮小によるものであり、今後も事務事業の見直しや業務効率化によるコスト削減等を図り、持続可能な財政運営に取り組む必要があります。

【図7 実質単年度収支の推移(普通会計)】



出典: 早島町財政状況資料集

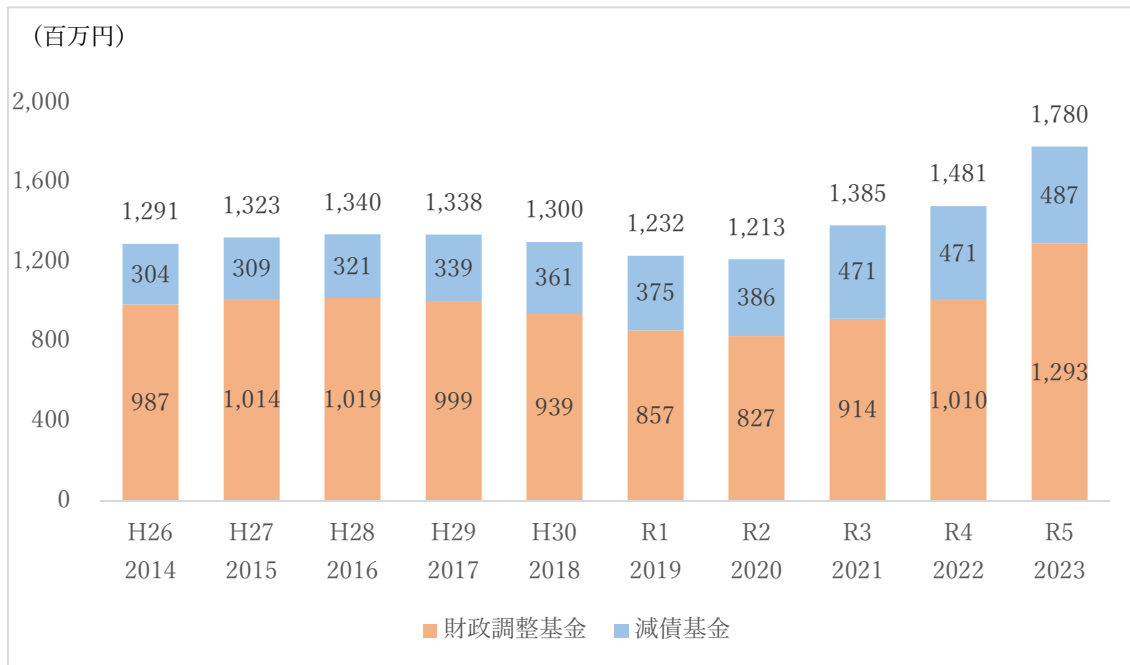
※5 単年度収支から、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額であり、{単年度収支+財政調整基金積立額+繰上償還額-財政調整基金取崩額}で算出される。

(3) 基金の推移

本町の財政調整基金^{※6}及び減債基金^{※7}は、平成 28(2016)年度以降、減少傾向にありましたが、令和3(2021)年度以降増加しています。(図8 参照)

しかしながら、これは新型コロナウイルス感染症対策事業等による国庫支出金の増加に伴って発生した一時的な余剰分を基金に積み増すことができたものであり、今後も同様に積み立て続ける見込みがないことから、将来に向けた財政対応力に配慮し、一定の残高を確保する必要があります。

【図8 財政調整基金及び減債基金の残高推移】



出典: 早島町財政状況資料集

※6 地方公共団体における予期しない収入減少や緊急の支出増加に備えるために設置される基金であり、年度間の財源の不均衡を調整する役割がある。

※7 地方債の償還の増加に備えるために設置される基金であり、公債費（地方債償還）が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取崩して公債費に充当する。

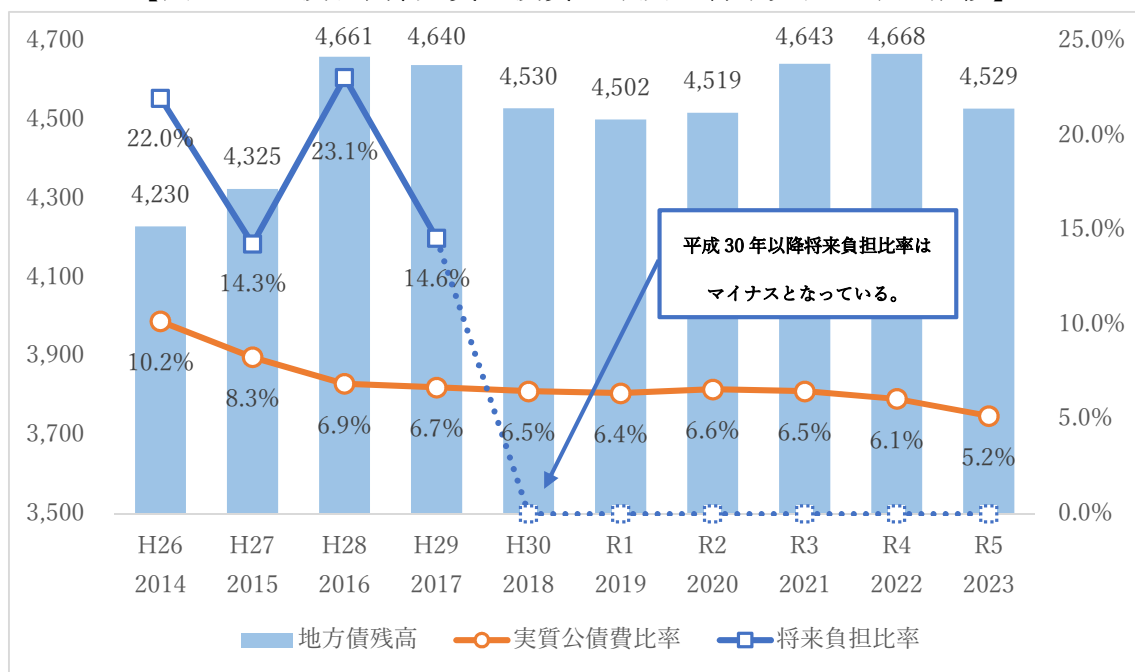
(4) 地方債残高の推移

本町の地方債残高は、公共施設等の整備や大型事業の実施による起債借入に伴い、年々緩やかに増加しています(図9 参照)。

その一方、本町においては、可能な限り地方債の新規発行を抑制するとともに、発行に当たっては交付税措置のある財政的に有利な地方債を活用するなど、実質的な町の負担軽減を図った結果、実質公債費比率^{※8}及び将来負担比率^{※9}は減少傾向にあります(図9 参照)。

しかしながら、現在行っている早島駅周辺拠点化整備事業をはじめ、今後は老朽化や駅前バイパス線事業に伴う公共施設等の整備や再編を控えており、これらの指標の増加が予想されることから、より一層適正な町債管理に努める必要があります。

【図9 地方債残高、実質公債費比率及び将来負担比率の推移】



出典: 早島町財政状況資料集

※8 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。早期健全化基準は25%である。

※9 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。早期健全化基準は市町村の場合は350%である。

第3章 行財政改革の基本方針及び重点取組項目

1 行財政改革の基本方針

①将来にわたって安定した行政サービスを提供するための持続可能な行財政構造の確立

健全で安定した財政基盤を確立するために、国や県の補助金や交付金を活用するとともに、ふるさと納税活用や税の徴収率向上、町有財産の有効活用等による独自財源の確保・最大化を図ります。

また、公共施設サービスや窓口の証明交付など、特定の者が利益を受ける行政サービスについては、受益の範囲内で経費の一部を負担いただくことが、利益を受ける人と受けない人との負担の公平性の観点からも必要です。この負担については、便益を受ける者の範囲や必需性、代替性の観点を踏まえた上で、コスト計算や近隣市町の料金水準と比較して見直しが必要なものについて、受益者に過度な負担とならないよう見直すタイミングや料金の改定幅に配慮しながら段階的に適正化を図ります。

さらに、将来の大型事業や予見が困難な災害などによる財政負担への備えとするため、現世代への行政サービスの提供バランスを考慮しながら財政調整に活用可能な基金の計画的な積立てを行います。

その他、公営企業会計等の健全な経営に努め、一般会計へのしわ寄せの影響を可能な限り少なくします。

②限りある財源や人的資源を効率的・効果的に活用するための選択と集中による行政サービスの提供

生産年齢人口の減少による歳入の減少や高齢化社会による社会保障関係費の増加などによって財政の硬直が進み、自治体独自に提供できる行政サービスに限りがあることから、前例踏襲で事業を継続することや総花的な事業実施の意思決定を行うのではなく、「選択と集中」の観点で事業評価を行うことによって重点的に取り組む事業を絞り込み、財源の有効活用を図ります。その際、より効果的な事業を実施するために、民間の力も活用し、サービス向上とともに行政のスリム化に努めます。

また、多様化・高度化する住民ニーズに応え、きめ細かい行政サービスを提供するためには、町民一人ひとりや自治会・各種団体、事業者などと行政が協働し、ともに考えともに働くプロセスが重要であるため、町民等が行政運営に参画する機会を整え、住民参加型のまちづくりを推進します。その根幹となる各種まちづくりの計画策定に当たっては、豊富な知識や経験を有する外部有識者等も交え、精度の高い計画となるよう努めるとともに、町の目指す姿を描くことで、住民と町が同じ方向性のもと、その取組の推進が図られるものとします。

③将来的な人口減少社会を見据えた公共施設再編や組織体制等の強化

全国的な人口縮減期を迎えており、本町においても将来的な人口減少が見込まれ、それに伴う一人当たりの公共施設等の維持管理費の負担額が増加していくことが予想されることから、全ての施設を現状のまま維持することは困難であると考えられます。そのため、既存施設の長寿命化や時代のニーズに合わせた機能強化を図り、可能な限り長期にわたって施設を維持することを念頭に置きながら、長期的な視点をもって、人口規模や財政状況にあった公共施設等の適正配置に基づく更新・機能集約による複合化施設新設も含む統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、サービス機能の維持を図ります。

また、効率的な行政運営を行うために、デジタル技術や AI^{※10} 等の活用による行政の DX^{※11} 化を推進し、行政サービス及び住民の利便性の向上を図ります。

さらに、質の高い行政サービスを提供するためには、業務量に見合った適切な人員配置を行うとともに職員が能力を発揮できる仕組みの構築や組織間の連携の強化が必要であり、一人ひとりが当事者意識を持って、主体的に行動できるような業務の進め方や職場環境づくりを推進し、職員の意識改革及び事務改善を行うことで、風通しのよい組織風土を構築するとともに職員力の向上に努めます。

※10 Artificial Intelligence の略称。コンピュータ上で人間と同様の知能を実現させるための技術のこと。人工知能。

※11 Digital Transformation の略称。デジタル技術を利用した変革のこと。環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2 行財政改革の重点取組項目

将来にわたって安定した行政サービスを提供するための持続可能な行財政構造の確立

(1) 自主財源の確保

- ・町の根幹的な財源である町税等の収入について、課税客体の把握に努め、適正課税を推進するとともに、効率的かつ効果的な徴収及び滞納整理の強化により、徴収率の向上を図ります。
- ・広く資金調達を図るため、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの自主財源の拡充や新たな財源の確保に取り組みます。
- ・地域の活性化を図るとともに効率的な財産運用を行うため、未利用地となっている町有地の売却や利活用を推進します。
- ・受益者負担の原則及び公平性の観点から、使用料・手数料等を見直します。
- ・安全性及び流動性を確保した上で効率的な公金管理運用を行います。

(2) その他の財源の確保

- ・国や県の補助事業の積極的な活用により町負担額の軽減を図ります。
- ・他自治体との広域連携事業への積極的な取組や財政的に有利な地方債の活用による交付税措置などの一般財源獲得に努めます。

(3) 投資的経費や予期せぬ財政出動への備え

- ・公共施設等の大規模改修や統廃合など高水準で推移する投資的経費や大規模災害などの予期せぬ財政出動への備えとして、基金積立及び運用のルール化を定め、財政運営の客観性・透明性を確保しながら各種基金への計画的な積み増しを行っていきます。

(4) 公営企業等の健全な経営

- ・水道事業、下水道事業の公営企業会計や国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、社会基盤を支える重要インフラや社会のセーフティネットであることを考慮しつつ、独立採算を基本とした経営に取り組み、中長期的な視点に立った事業展開に努めます。

限りある財源や人的資源を効率的・効果的に活用するための選択と集中による行政サービスの提供

(1) 事務事業の見直し

- ・有効性や効率性など多角的な観点から事務事業全般の見直しや取捨選択を実施し、経費の最適化に取り組みます。
- ・適正かつ効果的な予算執行を図るため、町単独補助金、各種負担金等の見直しを行います。
- ・新規事業の実施に当たっては、既存事務事業の見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの基本原則を徹底し、事務事業の増加を抑制します。

(2) 民間活力の導入

- ・行政サービスの向上と行政運営の効率化の観点から、最小の経費で最大の効果が図られているか、職員の業務量軽減効果などを総合的に検証し、指定管理者制度や PPP^{※12}・PFI^{※13} の導入など、民間のノウハウの活用等により、良質な公共サービスの実現が見込まれる分野において、官民連携を推進します。
- ・民間事業者や大学等が有する専門的な知識やノウハウを最大限に活用し、質の高い施策の実現を目指します。

(3) 町民協働によるまちづくりの推進

- ・各種計画の策定をはじめ町の政策形成過程において、多様な媒体を活用しながら、町民の意見や提言を集める取組などの町民参画の推進を行うとともに、町政に関する情報を積極的に公開することに併せ、町民にとって、わかりやすく、魅力ある情報を発信し、町民と行政の情報共有を図ります。
- ・防災や防犯、環境美化、地域福祉など幅広い分野における地域住民共通の課題解決に取り組む自治会やボランティア団体などの町民から構成される組織等は、地域コミュニティの中心的存在として、その重要性はますます高まってきます。町と町民との適切な役割分担のもと、地域課題の解決や地域の活性化を図るため、町民との協働によるまちづくりを推進します。

※12 Public Private Partnership の略称。行政と民間との連携により公共サービスを提供すること。具体的な手法として、指定管理者制度や民間委託、PFI などがある。

※13 Private Finance Initiative の略称。民間の資金やノウハウを活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行う手法のこと。

将来的な人口減少社会を見据えた公共施設再編や組織体制等の強化

(1) 公共施設マネジメントの推進

- ・町民ニーズや施設の将来利用展望なども踏まえ求められるサービス水準を検討した上で、財政負担の均衡を図りながら、施設の長寿命化や統廃合による総量の抑制等も進めつつ、周辺自治体との共同利用も視野に最適な配置に努めます。

(2) デジタル技術を活用したサービス向上及び業務効率化

- ・AI などの ICT^{※14} の効果的な活用や、行政手続のオンライン化の推進などにより、より便利で利用しやすい住民サービスの向上に取り組みます。
- ・RPA^{※15} をはじめとする各種業務システムの見直しや活用などによる業務のデジタル化やアナログ業務見直しによる業務の効率化やスピードの最大化を図ります。

(3) 組織の最適化と働きやすい職場づくり

- ・官民連携の推進やデジタル技術の活用、事務事業の見直しを踏まえながら業務量に見合った職員数を確保するとともに、適正な人員配置を行います。
- ・職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる働きやすい環境づくりを目指し、日頃からコミュニケーションの充実を図ることに加え、他自治体の優良事例の収集及び展開を行い、職員間の良好な関係構築や効率的な組織体制の整備に努めます。

(4) 職員の人材育成

- ・職員の意欲や能力を最大限に引き出し、組織力の向上を図るため、人事評価制度を見直し、効果的な運用を行います。
- ・派遣研修や職員研修の充実などにより、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応ができる人材育成に取り組みます。
- ・新たな知識や手法を習得できる機会を提供し、職員が EBPM^{※16} に取り組みやすい環境を整備します。

※14 Information and Communication Technology の略称。情報処理や通信に関する技術のこと。情報通信技術

※15 Robotic Process Automation の略称。コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

※16 Evidence-Based Policy Making の略称。政策の企画立案・検証・改善を定性的、経験的なものや過去の慣行ではなく、データから定量的に導かれた客観的な「証拠（エビデンス）」に基づいて行うこと。

第4章 行財政改革の進め方

1 推進期間

本大綱策定後から令和8(2026)年度まで

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や行財政改革の進捗状況を踏まえ、必要に応じて行財政改革推進委員会^{※17}を開催し見直しを図ります。

2 行財政改革プランの策定

大綱に基づく行財政改革を着実に推進するため、実施計画として具体的な取組を示した行財政改革プラン(以下、「実施計画」という。)を策定し、年次計画や達成目標を明確にし、定期的な進行管理に取り組むとともに、年度ごとに評価を行います。

3 推進体制

大綱に基づく行財政改革を着実に推進するため、行財政改革推進本部^{※18}を中心に実施計画の取組を推進し、併せて進捗状況の管理を行います。なお、進行管理結果については、ホームページ等で公表するとともに町議会に報告し、意見を踏まえながら行財政改革を推進していきます。

※17 早島町行財政改革推進委員会設置要綱に基づき、新しい時代に対応し、生活者の視点に立った創造的な行財政システムの構築に向けて、今後取り組むべき行財政運営の改革の方策について検討するため設置されるもの。委員会は、早島町の行財政改革の推進について、調査審議し、町長に提言を行う。委員会は12人以内で組織され、町議会議員2人以内、行財政改革について優れた見識を有する者10人以内を町長が委嘱する。

※18 早島町行財政改革推進本部設置要綱に基づき、本町の行財政改革の確実かつ迅速な推進を図ることを目的として設置されるもの。本部は、行財政改革大綱及び実施計画の策定に関すること、行財政改革の推進の進捗状況の管理に関すること等を審議し、決定する。本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は町長を、副本部長は副町長又はこれに相当する職にある者を、本部員は教育長並びに各課長で組織される。

早島町行財政改革大綱

令和7年1月策定

早島町 総務課